

第四篇 実用新案の形式審査

第一章 形式審査

第一章 形式審査

1. はじめに

いわゆる「形式審査」とは、実用新案登録出願に対する審査を指し、明細書、権利請求の範囲、要約及び図面により形式要件に符合するか否かを判断し、多くの時間をかけて先行技術調査を行うものではなく、また専利要件に符合するか否かの実体審査を行わないものを指す。専利法において特許の規定を準用する実用新案の規定に関し、実体内容に係る判断の場合、全て形式審査の範疇に属しない。実用新案は無効審判請求の段階に実体要件を審査すべきことを指し、処理原則については第二篇「特許の実体審査」及び第五篇「無効審判」の関連する章節において説明済みである。

実用新案登録出願が形式要件に符合するか否かの判断には、以下のポイントが含まれる。

- ・ 物品の形状、構造又は組合せに属するものであるか否か。
- ・ 公序良俗に反するか否か。
- ・ 明細書、権利請求の範囲、要約及び図面の開示方法が規定に合うか否か。
- ・ 単一性を有するか否か。
- ・ 明細書、権利請求の範囲、又は図面は必要事項を開示済みであるか否か、或いはその開示が不明瞭であるか否か。
- ・ 明細書、権利請求の範囲、又は図面の補正について、出願時の明細書、権利請求の範囲、又は図面に開示された範囲を明らかに超えているか否か。

以上の各項目の判断方法を闡明するため、本章では文字での説明以外に、理解の助けとなるよう実例も挙げるが、各実例は当該項目を説明するために用いられるのみで、明細書の記載の模範例ではないため、参考する際には注意すること。

実用新案が形式審査に入る前に、先ずは出願書類について方式審査を行う必要があり、処理方法については、第一篇「方式審査及び専利権の管理」の関連章節にてすでに説明している。

2. 実用新案の定義

専利出願に係る実用新案は、自然法則を利用した技術的思想でなければならず、一定の空間を占める物品実体で、且つ物品上に具体的に表現された形状、

構造又は組合せに係る創作（考案）でなければならない。つまり、実用新案とは形状、構造又は組合せに係る創作に基づき、製造されたものが使用価値と実際の用途を有する物品であることを指す。よって、専利出願に係る実用新案は、(1)自然法則を利用した技術的思想であること、(2)カテゴリは物品であること、且つ(3)形状、構造又は組合せに具体的に表現されていること、が必須となる。

専利出願に係る実用新案は、有形物品の形状、構造又は組合せに係る創作のみに限られ、抽象的な技術的思想又は観念に属するものではない。このため、一般的な物の製造方法、使用方法、処理方法等、及び一定の空間の形状、構造のない化学物質、組成物は、いずれも実用新案の定義に符合しない。

3. 形式審査の要件

実用新案とは自然法則を利用した技術的思想で、物品の形状、構造又は組合せに係る創作を指すが、実用新案の形式審査とは、専利法により具備すべき形式要件を審査するのみで、専利出願に係る実用新案が自然法則を利用した技術的思想であるか否か及び実体内容の判断については、形式審査の範疇ではなく、無効審判の請求事由とすることができる。本節では各要件の意義と形式審査で採られる判断方法について説明し、並びに対照できるよう事例を補っていく。

3.1 物品の形状、構造又は組合せ

専利出願に係る実用新案が、物品の形状、構造又は組合せであるとする規定に符合するか否かは、2つの要件を判断しなければならない。請求項の前書き部分には物品を記載し、主体部分に記載された技術的特徴は構造的特徴（例えば形状、構造又は組合せ）を有する必要がある、即ち構造的特徴が一つでもあれば、物品の形状、構造又は組合せに符合する。そのため、物品の請求項に一つ以上の形状、構造又は組合せに属する技術的特徴が存在すれば、当該実用新案は物品の形状、構造又は組合せの規定に符合するものとなる。

物品の独立項に化学物質の組成、組成物、材料、方法などの技術的特徴のみ記載されている場合、明細書に形状、構造又は組合せの技術的特徴が記載されているか否かに関わらず、いずれも物品の形状、構造又は組合せの規定に符合しない。

3.1.1 物品

いわゆる「物品」とは、確定した形状を有し、且つ一定の空間を占めるものを指し、例えば、スパナ、スクリュードライバー、温度計、コップ、道路、建築物などはいずれも物品の規定に符合する。専利出願に係る実用新案は、各種物質、組成物、生物材料（例：キャリア、微生物、動物又は植物の細胞株など）、

方法（例：製造方法又は処理方法など）及び用途を排除したものである。例えば「ごみを利用して肥料を製造する方法」は、ごみを利用した肥料製造のステップと過程であり、当該方法は物品の規定に符合しない。

3.1.2 形状、構造又は組合せ

請求項の主体部分に記載された技術的特徴に構造的特徴がある場合、当該考案は形状、構造又は組合せの規定に符合する。物品の技術的特徴が形状、構造又は組合せ以外に、材料成分又は製造方法の改良にも係るものである場合、やはり形状、構造又は組合せの規定に符合する。例えば、周知のガラス材料で製作されたコップをアルミニウム合金の材料にした場合、材料成分の改良に係るものの、コップの形状、構造又は組合せを既に詳細に述べているため、依然として形状、構造又は組合せの規定に符合する。

3.1.2.1 形状

形状とは、物品外観の空間的輪郭又は形態を指す。実用新案の物品は確定された形状を有している必要があり、例えばスパナ上に特殊な牙状を有することを技術的特徴とする「牙状スパナ」、もしくはドライバーの末端に特殊な外形を有することを技術的特徴とする「十字型スクルードライバー」は、いずれも形状を技術的特徴とし、形状の規定に符合する。

気体、液体、粉末状、顆粒状などの物質又は組成物は、確定した形状を有しないため、いずれも形状の規定に符合しない。例えば、トナー、燃料及び酸化剤を混合して成る粉粒体は、形状が確定された組成物に属しないため、形状の規定に符合しない。

形状の判断原則に関してはすでに前述したとおりであるが、実務審査時における特別な例について以下に説明する。

- (1) 実用新案に係る物品は確定された形状を有しなければならないが、当該物品が確定された形状のケース内にあり、また、形状の確定しない物質又は組成物を含むものである場合、例えば専利出願に係る実用新案が「温度計」で、確定した形状を有しない感熱物質を含むものの、それは確定した形状を有するケースがあるため、やはり形状の技術的特徴に属し、形状の規定に符合する。
- (2) 実用新案に係る物品は確定された形状を有しなければならないが、当該物品が特定の状況において確定された形状を有する場合、例えば、氷で製作した氷のグラスは、特定の温度と圧力の下においては、固定した形状を有するため、形状の技術的特徴に属し、形状の規定に符合する。

3.1.2.2 構造

構造とは、物品の内部又はその全体の構成で、実質的な表現上多くは各組成パーツ間のアレンジ、配置及び相互関係であり、且つこの構造の各組成パーツはそれ自身が有する機能が独立して運用するものではないものを指す。例えば、「折り畳み可能な骨組みを有する雨傘の構造」、「可変式南京錠の改良構造」は、構造を技術的特徴とするもので、構造の規定に符合する。また、例えば物品のコーティング層、浸炭層、酸化層などの物品の層状構造も構造の技術的特徴に属するため、構造の規定に符合する。このほか、回路の構造も構造の技術的特徴に属し、構造の規定に符合する。

物質の分子構造又は組成物の組成については、実用新案でいうところの物品の構造には属さない。例えば、薬品又は食品は、通常、化学成分又は含量の変化にのみ係り、物品の構造には係らないため、構造の技術的特徴には属さず、構造の規定に符合しない。

3.1.2.3 組合せ

組合せとは、ある特定の目的を達成するために、二つ以上の単独使用の機能を有する物品を結合して組立て、使用時に互いの機能が相互に関連して使用効果を生む場合、これを物品の「組合せ」と称する。例えば、ボルトとナットを結合させたパーツ、殺菌灯と給水フィルター装置の組合せなどである。

3.1.3 事例説明

【物品の形状、構造又は組合せの規定に符合するもの】

例1. 請求項ですでに物品の形状、構造又は組合せの技術的特徴を記載しており、その明細書又は権利請求の範囲も視覚的美感に訴えるものである場合。

[明細書]

・・・周知の花瓶本体は簡単な曲線状の造形で美感に欠けており、この問題を解決するため、本考案の花瓶は瓶口を楕円形にし、瓶底は内部に凹状に閉じた円形で、本体は螺旋状となっており、その外観に独自性を具備させるもので、並びに特異な美感も十分に表現するものである。

[権利請求の範囲]

【請求項1】

花瓶であって、その瓶口は楕円形で、瓶底は内部に凹状に閉じた円形で、本体は螺旋状であることを特徴とする花瓶。

[説明]

請求項の前置部分にすでに物品が記載され、且つ主体部分にも形状、構

造又は組合せの技術的特徴が述べられており、その明細書の内容からすでに知ることができる。たとえ明細書で同時に視覚的美感に訴える内容について述べられていても、やはり物品の形状、構造又は組合せの規定に符合する。

例2. 2部形式で記載された請求項の特徴が材料又は方法にある場合

[態様 1]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

本体とその本体に結合し内側が波状になっている取っ手を有するコップであって、前記本体はアルミニウム合金を材料としてプレス成形されることを特徴とする。

[説明]

2部形式で記載された請求項を解読する時は、全体を見るものとする。本請求項の前置部分にはすでに物品が記載されており、且つ主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が述べられていることから、やはり物品の形状、構造又は組合せの規定に符合する。

[態様 2]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

細長い円柱状の形状で、一端が円錐形で且つその周辺に螺旋状が施されている竹箸であって、竹箸の成形加工後に殺菌剤に10～25分浸したあと乾燥機に入れ乾燥させたことを特徴とする竹箸。

[説明]

2部形式で記載された請求項を解読する時は、全体を見るものとする。本請求項の前置部分にはすでに物品が記載されており、且つ主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が述べられていることから、やはり物品の形状、構造又は組合せの規定に符合する。

例3. 物品の形状、構造又は組合せの技術的特徴と同時に材料の技術的特徴に係る場合

[明細書]

・・・、該コップはアルミニウム合金材料を周知のガラス材料に替えてプレス成形したもので、コップ内に入れた高温飲料を飲用に適した室温まで迅速に冷却することができる。・・・

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

本体及び前記本体に結合した取っ手を有し、取っ手の内側が波状で、前記本体はアルミニウム合金を材料としてプレス成形されたコップ。

[説明]

請求項の前置部分にはすでに物品が記載されており、且つ主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が述べられており、その明細書の内容から、技術的特徴が形状以外に材料の改良にも関わるものであるが、物品の形状、構造又は組合せの規定に符合するものであることが分かる。

例4. 出願対象がソフトウェアとハードウェアのリソースの協同運用に係る場合

[態様 1]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

フラッシュメモリ及びSDメモリーカードから成る保存ユニットと、液晶パネルディスプレイユニットと前記液晶パネルディスプレイユニットに接続されたデジタル処理ユニットを含むメールの振り分け及び検索装置であって、その中の前記デジタル処理ユニットにより、前記保存ユニットの中に保存されたメールについて、設定されたメール振り分けルールに従い、適切なメールの振り分けを行うと共に、前記液晶パネルディスプレイユニットに表示するメールの振り分け及び検索装置。

[説明]

請求項の前置部分には既に物品が記載されており、主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が記載されている。その請求項の中にソフトウェアとハードウェアの二つが含まれ、並びに二つの協同運用関係をさらに限定する場合、単純なコンピューターソフトウェアの創作ではなく、やはり物品の形状、構造又は組合せの規定に符合する。

[態様 2]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

ホストコンピュータ内で運用するマルチメディアコンピューティングシステムであって、文字、画像又は映像音楽データを含む外からの入力データを受信する入力モジュールと、前記入力モジュールに接続して、前記入力モジュールのデータを一時的に保存する記憶モジュールと、

前記記憶モジュールに双方向に連結して記憶モジュールに保存されたデータを取り出して演算し、並びに結果を前記記憶モジュールに保存する演算モジュールと、

前記記憶モジュールに連結して、記憶モジュール内に保存された演算結果を出力する出力モジュールと、

前記入力モジュール、記憶モジュール、演算モジュール及び出力モジュールのそれぞれと連結し、前記入力モジュールからのデータ取り出し、記憶モジュールと演算モジュール間でのやり取り、それと出力モジュールによる演算結果の出力をコントロールするコントロールモジュールを含むマルチメディアコンピューティングシステム。

[説明]

請求項の前置部分にはすでに物品が記載されており、主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が説明されている。その請求項には多数のソフト（ハード）モジュール及び該ソフト（ハード）モジュールに運用環境を提供するホストコンピュータが含まれており、当該請求項は各モジュール間の連結関係と相互運用方法を説明しており、単純なソフトウェア創作ではないことから、物品の形状、構造又は組合せの規定にも符合する。

【物品の形状、構造又は組合せの規定に符合しないもの】

例1. 専利出願に係る実用新案が物品に属しない場合

[権利請求の範囲]

【請求項1】

ディスペンサーをコントロールする方法であつて、ディスペンサー上に設けられたセンサーパーツを移動して、ディスペンサーのノズルが基材と接触しているか否かを判断する工程と、判断結果により当該センサーパーツに設置された駆動支柱を移動して材料を塗布する工程を含むことを特徴とする。

[説明]

出願対象が方法で、請求項の前提部分が物品ではなく、主体部分の記述が形状、構造又は組合せの技術的特徴ではなく、物品の形状、構造又は組合せの規定に符合しない。

例2. 技術的特徴が単純な材料成分である場合

[態様1]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

骨充填材であって、 x wt%の水酸燐灰石と y wt%のベータ型燐酸カルシウム (β -TCP) からなることを特徴とする。

[説明]

出願対象は明らかに材料であり、且つ請求項において当該実用新案は二種類の材料から一定の比例に基づいて組成したもので、材料成分又は含量の変化のみであることが明らかに指摘されている。したがって、請求項の前提部分は物品ではなく、主体部分の描写も形状、構造又は組合せの技術的特徴ではなく、物品の形状、構造又は組合せの規定に符合しない。

[態様 2]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

エチレン酢酸ビニル共重合体、サーモポリオレフィン、天然ゴム及び軟化剤からなる絶縁安全靴であって、前記エチレン酢酸ビニル共重合体の含量を A wt%、前記サーモポリオレフィンの含量を B wt%、前記天然ゴムの含量を C wt%、前記軟化剤の含量を D wt%とし、加熱混合して軟化した後に、プレス成形することを特徴とする絶縁安全靴。

[説明]

請求項の前提部分は物品であるが、請求項において当該実用新案は二種類以上の材料から組成されたものであることが明らかに指摘されており、材料成分の説明のみであることから、請求項の主体部分の描写は形状、構造又は組合せの技術的特徴ではなく、物品の形状、構造又は組合せの規定にも符合しない。

3.2 公序良俗に反する場合

明細書、権利請求の範囲又は図面に記載された実用新案の商業的利用 (commercial exploitation) が公序良俗に反し、当該実用新案は法定の専利を付与しない項目に属すると認定すべきである。例えば、郵便爆弾、ドラッグ吸引の用具等である。

実用新案の商業的利用が公序良俗に反しない場合、たとえ当該実用新案が濫用されて違反する虞があるとしても、例えば各種棋具やマージャン用品等のように、法定の専利を付与しない項目にはならない。

3.3 明細書、専利出願の範囲、要約及び図面の開示方法

実用新案の方式審査は、明細書、権利請求の範囲、要約及び図面に基づき形式要件に符合するか否かを判断する。明細書、権利請求の範囲、要約及び図面に開示すべき事項は、方式審査時においては、明細書、権利請求の範囲、要約及び図面で開示した事項が専利法及び細則における明細書、権利請求の範囲、要約及び図面の記載書式の規定に符合していればよく、その他の例えば先行技術に関する資料の有無、新規性及び進歩性の有無などの実体内容については、方式審査では審査しない。

明細書については、当該実用新案が属する技術分野における通常の知識を有する者がその内容を理解でき、並びにそれに基づいて実現できるよう明確且つ充分に開示すべきである。また権利請求の範囲は、専利出願に係る実用新案を特定しなければならず、各請求項は明確、簡潔な方法で記載し、且つ明細書でサポートしなければならない部分についても、方式審査の範疇ではないが、後日、実用新案の無効審判請求の事由とすることができる。

3.3.1 明細書

明細書には以下の事項を明記しなければならない。

- ・ 考案の名称：登録出願する考案の内容を簡潔明快に示し、関係のない文字を冠してはならない。
- ・ 技術分野：専利出願に係る考案が属する又は直接応用する具体的な技術分野。
- ・ 先行技術：出願人が知悉している先行技術についての記載を加え、並びに当該先行技術の関連資料を添付することができる。
- ・ 考案の内容：考案が解決しようとする問題、問題解決する技術的手段及び先行技術と対比しての効果。
- ・ 図面の簡単な説明：簡潔明快に文字で図面の図番号順に図面を説明しなければならない。
- ・ 実施例：1つ以上の実施例を記載し、必要に応じて実施例をもって説明することができ、並びに図面を参考し説明を加えなければならない。図面を参考し考案の具体的な実施例を説明する時、記載された符号は図面での表示と一致しなければならず、並びに対応する部品名称の後ろに記載しなければならない。
- ・ 符号の説明：図面の図番号又は符号の順により、図面の主要な符号を列記し、並びに説明を加える。

明細書は、細則で定められた順序及び記載方法に基づき、並びに標題を付けるなければならない。ただし考案の性質上その他の方法でより明確に表現できる場合はこの限りではない。

明細書、権利請求の範囲及び要約の技術用語及び符号は一致しなければなら

ず、且つタイピング又は印刷したものでなければならない。

3.3.2 権利請求の範囲

権利請求の範囲には、1つ以上の独立項を表示することができる。その項数は考案の内容と合わせなければならない、必要であれば1以上の従属項を有することができる。独立項、従属項は、それらの関係に基づき、アラビア数字で順に配列しなければならない。

独立項には、出願対象の名称及び出願人が認める考案に必要な技術的特徴を明記しなければならない。

従属項は、従属する項数を明記し、並びに対象の名称及び従属する請求項以外の技術的特徴について、アラビア数字で番号を付して説明しなければならない。従属項を解釈する時は、従属する全ての請求項の全ての技術的特徴を含まなければならない。

2つ以上の請求項に従属する従属項は多数項従属項(マルチのマルチ)として、選択式にしなければならない。

従属項は前の独立項又はその他の従属項にのみ従属することができる。ただし多数項従属項の間では直接又は間接に従属してはならない。

独立項又は従属項の文字の記述については、一文で記載しなければならない。請求項の技術的特徴は絶対に必要である場合を除き、明細書のページ数、行数又は図面、図式の符号で特定してはならず、即ち「明細書の～部分に記載したとおり」、「図～が示すように」等に類似する用語で記載してはならない。ただし、考案に係る特定形状が図形によってしか特定できず、文字では表現できない時は請求項に「図～が示すように」等に類似する用語を記載することができる。

請求項の技術的特徴は、図面の中の対応する符号を引用することができ、当該符号は対応する技術的特徴の後ろに、括弧書きで付けなければならない、符号を請求項の制限として解釈してはならない。

請求項には化学式又は数式を記載することができ、必要時には表を入れることもできるが図の挿入はしてはならない。

複数の技術的特徴を組合せた考案については、その請求項の技術的特徴は、手段機能言語により表現することができる。且つ請求項がその技術的特徴において構造式で表現することができない、又は構造式で表現するより機能を表示した方がさらに明確であり、当該機能に対応する構造又は材料が明細書にすでに十分に説明されている場合にのみ、手段機能言語を使用して表現することができ、請求項は単純な機能の描写のみであってはならない。請求項の解釈時には、明細書に記載された当該機能に対応する構造又は材料及びその均等の範囲

を含まなければならない。

独立項の記載が二段式の場合、前提部分に専利出願に係る対象の名称及び先行技術と共有である必要な技術的特徴を含まなければならない。特徴部分は、「その特徴は～にあり」、「その改良は～にあり」又はその他類似する用語で、先行技術と異なる必要な技術的特徴を説明しなければならない。

同一内容の重複記載を避け、請求項の記載を明確、簡潔にするため、前の別の請求項を引用して請求項を記載することができる。ただし、引用した記載形式により請求項の開示が明らかに不明瞭となった場合、例えば引用した出願対象又は技術的特徴が矛盾又は不一致を生じる場合、やはり出願人に応答又は補正するよう通知しなければならない。

3.3.2.1 記載形式を引用した請求項の態様

引用形式にて記載された請求項は通常従属項であるが、カテゴリが異なる、対象名称が異なる、又はその引用した請求項に全ての技術的特徴が含まれていない場合、実質上独立項として解釈しなければならず、その記載形式により判断の上に差異が生じるものではない。以下は、実務上よく見受けられる態様である。

1. 別の請求項の協同要件 (co-operating part) を引用する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

～な特定の形態の雄ねじを有するボルト。

【請求項 2】

～な請求項 1 のねじに合わせた特定の形態の雌ねじを有するナット。

〔説明〕

ボルト及びナットは互いに協同する要件であり、通常共同使用して効果を発揮する。

2. 別の請求項における全ての技術的特徴を引用し、2つの請求項の対象名称は異なるがカテゴリは同一となる。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

ガラス基板、～を含むバックライトパネル。

【請求項 2】

請求項 1 のバックライトパネルを含む液晶ディスプレイパーツ。

〔説明〕

請求項 2 と請求項 1 の対象名称は異なり、原則上その技術的特徴を完全に特

定すべきであるが、請求項の記載を簡潔にするため、請求項 1 の全ての技術的特徴を引用する形で請求項 2 におけるバックライトパネルの技術的特徴を特定できるため、やはり独立項として解釈すべきである。

3. 別の請求項における一部の技術的特徴を代替する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

～なギア駆動構造を有する輸送装置。

【請求項 2】

ギア駆動構造の代わりにベルト駆動構造を有する請求項 1 に記載の輸送装置。

〔説明〕

請求項 2 は従属項の記載形式ではあるものの、従属する請求項 1 の全ての技術的特徴を含んでおらず、実質的に独立項と解釈しなければならない。注意すべきは、この種の独立項はよい記載方法ではなく、できるだけ完全に技術的特徴を特定すべきで、引用形式の記載は避けるべきである。

4. 別の請求項における一部の技術的特徴を引用する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

赤外線センサーと撮影装置を有する映像監視システム。

【請求項 2】

赤外線発射部、距離計測部、赤外線受信部を含む請求項 1 に記載の赤外線センサー。

〔説明〕

請求項 2 は請求項 1 の一部の技術的特徴（赤外線センサー）のみを引用しただけで、請求項 1 の全ての技術的特徴は含んでいないため、実質的に独立項と解釈すべきである。注意すべきは、この種の独立項はよい記載方法ではなく、請求項の解釈時に不明確を引き起こし易いため、引用形式の記載は避け、できるだけ完全に技術的特徴を特定すべきである。

3.3.2.2 請求項の記載形式が規定に合っていない態様

例 1. 請求項が単文からなるものではない。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

円筒状の止め輪と止めナットを含むベアリングホルダセット。前記止め輪

の外径は、ベアリングの内径表面との相接合に用いられる。前記止め輪のうちの一端は止めナットと相接合し、

〔説明〕

単文からなるものとは、いずれの請求項も文字の語尾に一つの句点を一つのみ使用しなければならないことを指す。例の請求項 1 の文字記述では、一文に 2 つの句点があり、且つ句点で終了しておらず、単文からなるものという要求に符合しない。

例 2. 前の請求項に従属するものではない。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

前記絶縁本体の底部の底面に複数の端子を設けてある請求項 2 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 2】

～からなり、前記操作部と絶縁本体の底部の間は弾性アームで接続しているコネクタのロック構造。

〔説明〕

請求項 1 が後ろの請求項 2 に従属しており、規定に符合しない。

例 3. 多数項従属項（マルチクレーム）が選択式ではない。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

～に用い、その中の前記操作部と絶縁本体の底部の間が弾性アームで接続しているコネクタのロック構造。

【請求項 2】

前記絶縁本体の底部底面に複数の端子が設けられた請求項 1 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 3】

前記弾性アームが底部両側に外向きに伸びるよう形成されている請求項 1 及び請求項 2 に記載のコネクタのロック構造。

〔説明〕

選択式とは多数項従属項は「請求項 X 又は請求項 Y」若しくは「請求項 X から請求項 Y のうちいずれか一つの請求項」等の類似した記述で従属する方法であり、例の請求項 3 の「請求項 1 及び請求項 2」の用語は選択式ではないため、不当な従属となる。

例 4. 多数項従属項が直接又は間接に多数項従属項に従属する。（マルチのマル

チ)

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

～に用い、前記操作部と絶縁本体の底部の間は弾性アームで接続しているコネクタのロック構造。

【請求項 2】

前記絶縁本体の底部底面に複数の端子を設けた請求項 1 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 3】

前記弾性アームが底部両側に外向きに伸びるよう形成されている請求項 1 又は請求項 2 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 4】

前記弾性アームが底部の末端面から屈折して伸びるよう形成されている請求項 3 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 5】

前記絶縁本体の上方にさらにカバー体を設けてカバーされている請求項 1 又は請求項 3 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 6】

前記操作部にさらに FFC を固定する溝が設けられた請求項 2 又は請求項 4 に記載のコネクタのロック構造。

〔説明〕

請求項自身が多数項従属項（マルチクレーム）で、別の多数項従属項に従属する場合、「多数項従属項に直接従属する多数項従属項」に属し、請求項自身が多数項従属項で従属項に従属するが、当該従属項が別の多数項従属項に従属する場合、「多数項従属項に間接的に従属する多数項従属項」に属する。例の中の多数項従属項である請求項 5 は多数項従属項（請求項 3）に直接従属しており、多数項従属項である請求項 6 は従属項（請求項 4）に従属しており、当該従属項もまた多数項従属項（請求項 3）に従属しているため、多数項従属項に間接的に従属することとなり、いずれも不当な従属となる。

3.3.3 要約

要約には実用新案が開示する内容を簡潔に記載しなければならない、並びに解決しようとする問題、問題を解決する技術的手段及び主要用途に限られる。その字数は 250 文字を超えないことを原則とし、また商業的宣伝用語を記載してはならない。要約の記載方法は、公衆が特定の技術分野内で迅速に検索できる

よう補助する目的がある。要約の情報検索機能を確保するため、上述の規定に符合しない要約については、まず出願人に期限を設けて補正するよう通知し、期限を過ぎても補正されなかった場合、職権により補正した後で出願人に通知することができる。

出願人は当該実用新案の技術的特徴を最も代表する図を代表図として指定し、その主要な符号の説明を列記しなければならない。規定により指定していない又は指定した代表図が不適當である場合、まずは出願人に期限を設けて補正するよう通知し、期限を過ぎても補正されなかった場合、職権により指定又は削除した後で出願人に通知することができる。

3.3.4 図面

専利出願に係る実用新案が形状、構造又は組合せであり、明確且つ十分に開示するという目的達成のため、実用新案は少なくとも1つの図面を備えて、その実用新案の形状、構造又は組合せを開示しなければならない。

図面は工業製図法を参照して黒線で明瞭に描くものとし、各図を三分の二まで縮小した時も図面の中の各詳細が明瞭に識別できるようにしなければならない。図面には図番号及び符号を付け、並びに図番号の順に配列しなければならない。必要な注釈以外は、その他の説明の文字を記載してはならない。

実用新案の技術内容をさらに明確に表現できるよう、図面を少なくとも1つは備え、その実用新案の物品の形状、構造又はその組合せを開示するという状況の下、その他の図面はグラフ、フローチャート、工程図、写真等とすることができる。写真で表現する場合、直接再現でき、並びに図面で適用されるその他の規定に符合するものでなければならない。図面は実用新案の技術内容を表す図形及び符号を主とし、文字による説明は図面の簡単な説明に記載しなければならない。図面自身は図番号と符号を付けることができるのみだが、明確に図面を理解するために、単一の簡略な語句、例えば水、蒸気、開く、閉じる等を加えることができる。必要な注記を除き、その他の文字による説明を記載してはならず、特定の状況において必要な記載が許される。例えば、

- (1) グラフ：縦軸、横軸、線及び領域の説明。
- (2) フロー図：ブロック図のブロックの説明とロジスティクス判断の記載。
- (3) 工程図：ブロック図のブロックの説明、原料及び生成物の記載。
- (4) 回路図：ブロック図のブロックの説明、信号及び電源の記載、IC、トランジスタ、抵抗等の記号。
- (5) 波形図：波形の説明と波形を現す式。
- (6) 状態図：座標軸の説明、線及び領域の説明。
- (7) ベクトル図：ベクトル及び座標軸の説明。

(8) 光路図：光の成分、位相差、角度、距離の記載。

ブロック図を描く時は、ブロック内に文字説明を加える、又はブロックに番号を付記しなければならない。詳細な電路図を描く時は、例えばトランジスタ、コンデンサ、抵抗、電界効果トランジスタ、ダイオード等の慣用部品について、それぞれ Tr、C、R、FET、D 等の慣用記号を用いることができる。

このほか、図面に記載された「先行技術」又は類似用語について、通常付記が必要なものではないが、専利出願に係る実用新案の理解に利する場合、保留でき、並びに「先行技術」の用語を加えることができる。

3.4 単一性

実用新案の方式審査時に、実用新案が単一性の要件に符合するか否かを判断しなければならないが、方式審査では先行技術調査は行わない。このため、実用新案が単一性を有するか否かを判断する時、特許審査の単一性とは異なり、独立項と独立項の間で技術的特徴上に明確に相互に関連するか否かを判断するのみで、各独立項の間に形式上同一又は相対する技術的特徴があれば、原則的に単一性ありと判断し、先行技術と異なるか否かについては論じない。

実用新案の単一性についての判断は、独立項の記載方法に影響を受けるものではなく、異なる独立項に記載された異なる考案に対して判断する。

権利請求の範囲において一つ又は多数の請求項が引用形式で記載された場合、引用された独立項の内容は各独立項の間における同一の技術的特徴となる。例えば請求項 1 が特定の構造を有するベアリングで、請求項 2 が請求項 1 を有するベアリングの支柱である。同一の技術的特徴は請求項 1 のベアリングとなる。

例1. 独立項間に同一の技術的特徴を有する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

発光部と発光部の両端にある 2 つの導電部を含み、前記発光部が S 字型であるライト。

【請求項 2】

バックパネル、フレーム、ライトホルダー一部、光学フィルムとライトを含むバックライトモジュールであって、

前記ライトには発光部と発光部の両端にある 2 つの導電部を含み、前記発光部が S 字型であり、

バックパネルはフレーム上に設置され、同時に前記フレームは前記バックパネルを囲んでおり。

光学フィルムもフレーム上に設置され、並びにバックパネルとの間に収

容空間を形成し、
前記ライトホルダー部は、前記バックパネル上に前記ライトを挟持して、
前記ライトを前記収容空間内に保持させる
ことを特徴とするバックライトモジュール。

〔説明〕

請求項 1 と請求項 2 はいずれも独立項で、且つ請求項 2 には請求項 1 の
全ての技術的特徴が含まれており、両者の技術は同一の技術的特徴を有
するため、請求項 1 と請求項 2 は単一性を有する。

例2. 独立項間に対応する技術的特徴を有する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

A を特徴とするプラグ。

【請求項 2】

特徴が A と対応するコンセント。

〔説明〕

請求項 1 と請求項 2 は、いずれも独立項で、両者の間には対応する技術
的特徴があるため、請求項 1 と請求項 2 は単一性を有する。

例3. 独立項間に同一又は対応する技術的特徴が欠けている。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

本体、中空フィルタ、上蓋からなるフィルタ構造であって、その中の本
体に中空フィルタを設け、前記上蓋と前記本体が結合した後に形成され
る空間に茶葉を収容することができることを特徴とする。

【請求項 2】

凸状リブ、底板及び排水口からなる排水枡であって、その中の凸条リブ
は底板の四方に設置され、且つ前記底板は円錐状であり、円錐状の頂部
は前記排水口と結合して底板の液体を集めて排水口から流出できること
を特徴とする。

〔説明〕

請求項 1 と請求項 2 はいずれも独立項で、両者の間には同一又は対応す
る技術的特徴が欠けているため、単一性を有しない。

**3.5 明細書、権利請求の範囲又は図面に必要事項を開示していない、又はその開
示が明らかに不明瞭である。**

方式審査時には、明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された事項に明らかに瑕疵があるか否かのみ判断するもので、これは特許出願の審査が先行技術調査、明細書及び権利請求の範囲に開示された実質的内容を審査しなければならないこととは異なる。明細書に記載された実用新案の技術的特徴については、当該実用新案が明確且つ充分であるか否かを判断する必要はなく、当該実用新案が実現可能か否かの判断もする必要はない。

明細書、権利請求の範囲又は図面が必要事項を開示しているか、又はその開示が明らかに不明瞭であるかは、主に権利請求の範囲の各独立項に基づいてこれを判断する。その順序について以下のように説明する。

- (1) 各独立項は必要な部品及びその連結関係を記載しているか。
- (2) 明細書及び図面に前述した部品及び連結関係を記載しているか。
- (3) 権利請求の範囲に叙述された形状、構造又は組合せが明細書及び図面における記載と明らかに矛盾している箇所がないか。

以上(1),(2),(3)の判断がいずれも「はい」である場合、本条号の方式審査を通過できる。明らかに本条号に違反する出願とは、例えば専利出願に係る実用新案が自転車であるのに、明細書ではバイクの説明になっている場合である。

例1. 請求項に不確定な用語を使用し、その開示する内容が不明確になった場合。

〔権利請求の範囲〕

【請求項1】

風車本体、外蓋、主軸、減速部、～等から成る風車構造であつて、前記風車本体には貫通孔が設けられ、前記外蓋は風車本体の下方に固定され、前記主軸は前記風車本体の貫通孔に貫通され、前記減速部は主軸上に固定されている、ことを特徴とする風車構造。

〔説明〕

請求項に記載されている「～等」は、創作の必要部品を確認することができず、その開示する内容が明らかに不明確となる。

例2. 請求項に必要な部品の連結関係が記載されておらず、その開示する内容が不明確になった場合。

〔権利請求の範囲〕

【請求項1】

風車本体、外蓋、主軸、減速部を含む風車構造。

〔説明〕

請求項には、その必要な部品として風車本体、外蓋、主軸及び減速部を記載してあるが、それらの部品の連結関係が記載されておらず、その開示する内容が明らかに不明確となる。

4.明細書、権利請求の範囲又は図面の補正

実用新案の方式審査時には、申請により又は職権により出願人に期限内に明細書、権利請求の範囲又は図面を補正するよう通知することができる。また補正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を越えてはならない。

出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面の審査を経て、実用新案を付与しない事由が認められた場合、職権により出願人に期限内に応答又は補正するよう通知し、出願人に応答又は補正を提出する機会を与えなければならない。

出願人は補正を提出した後、まずは補正が出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えていないかを確認する。請求項に技術的特徴を追加して請求項をさらに特定したもので、当該技術的特徴が出願時の明細書及び図面でサポートされている場合、明らかに範囲を超えていないと判断する。例えば出願時の請求項の技術的特徴が「鉛筆の一端に消しゴムを設けた」であり、「鉛筆の芯」については形式上明細書には記載されていないが、鉛筆の芯は鉛筆でものを書く目的で公衆が知悉している固有機能を達成しており、当該実用新案が属する技術分野における通常の知識を有する者が鉛筆自体に鉛筆の芯が含まれていることが分かるため、明細書に鉛筆の芯の記載を追加し、当該技術的特徴を「鉛筆の中央に鉛筆の芯を含み、一端に消しゴムを設けた」に補正できる。出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に明示又は示唆されていない技術的特徴が追加され、つまり明細書、権利請求の範囲又は図面への新規事項の追加で、明らかに範囲を超えると判断される。例えば、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面の内容が蓋のない湯のみで、補正後の明細書、権利請求の範囲又は図面の内容が蓋のある湯のみである場合には、明らかに超えると判断する。出願人が提出した補正が明らかに出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された内容を超える時、その他の形式要件に符合しない事由がある場合は、併せて出願人に期限内に応答又は補正するよう通知し、出願人に応答又は補正を提出する機会を与える。

出願人が期限までに応答又は補正しなかった、又は以前通知で指摘された専利を付与しない事由が全て克服することができず、やはり以前通知済みの専利を付与しない事由が一つでもある場合、専利を付与しない処分としなければならない。出願人が以前の通知で指摘された専利を付与しない事由を全て克服したが、補正により新たに専利を付与しない事由が生じた場合、やはり出願人に

応答又は補正するよう通知しなければならない。

補正後の明細書、権利請求の範囲又は図面が、「出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えてはならない」の規定に符合するか否かは、方式審査の判断要件の範疇には属さない。しかし、提出された補正が「出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えてはならない」に違反する場合、無効審判請求事由となることができる。このため、当該実用新案が公告後に無効審判を請求された場合、審判官は無効審判請求理由と証拠を実質的に対比した後、当該補正が出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えていることを確認した場合、その専利権は取消される。

出願人が明細書、権利請求の範囲又は図面について数回補正を提出した場合、最新の補正版を出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面と比較し、その補正が出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えているか否かを判断しなければならない。しかし、出願人が異なる補正箇所の補正ページを多数提出した場合には、逐次審査するものとする。

例1. 出願時に開示していない技術的特徴を追加する請求項

補正前の明細書、権利請求の範囲と図面

〔実用新案の名称〕

電子式変速機

〔権利請求の範囲〕

【請求項1】

前記電子式変速機にはコントローラ、トランジスタ 3 個及び保護回路が含まれる電子式変速機であって、前記コントローラは 3 個のトランジスタとそれぞれ連結し、前記保護回路はトランジスタの出力端子に設置され、制御されたトランジスタの入力端子に戻ってくることで、トランジスタの出力電圧と電流の大きさをコントロールすることを特徴とする。

〔明細書〕

電子式変速機に必要な部品及びその連結関係を開示。

〔図面〕

電子式変速機に必要な部品及びその連結関係を開示。

補正後の明細書、権利請求の範囲及び図面

〔実用新案名称〕

電子式変速機及び電子式変速機を配備する電動自転車

〔権利請求の範囲〕

【請求項1】

前記電子式変速機にはコントローラ、トランジスタ 3 個及び保護回路が含まれる電子式変速機であって、前記コントローラは 3 個のトランジスタ

タとそれぞれ連結し、前記保護回路はトランジスタの出力端子に設置され、制御されたトランジスタの入力端子に戻ってくることで、トランジスタの出力電圧と電流の大きさをコントロールすることを特徴とする。

【請求項 2】

車体、車輪 2 つ、ブラシレスモーター、スイッチ、電子式変速機及び電池を含む電子式変速機を配備した電動自転車であって、前記 2 つの車輪はそれぞれ前記車体の前後に連結し、

前記ブラシレスモーターは車輪の軸心上に設置され、その電子式変速機の出力端子は前記ブラシレスモーターと連結し、

前記電池は電子式変速機的一端と連結し、電子式変速機の別の一端は前記スイッチと連結し、

前記電子式変速機にはコントローラ、トランジスタ 3 個及び保護回路を含み、前記コントローラは 3 個のトランジスタとそれぞれ連結し、前記保護回路はトランジスタの出力端子に設置され、制御されたトランジスタの入力端子に戻ってくることで、トランジスタの出力電圧と電流の大きさをコントロールすることを特徴とする。

〔明細書〕

電子式変速機を使用した電動自転車に関する技術的特徴を追加。

〔図面〕

電子式変速機を使用した電動自転車に関する技術的特徴を追加。

〔結論〕

出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を明らかに超える。

〔説明〕

この例は補正後に新しい請求項（請求項 2）を追加したものであるが、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面には当該請求項（電子式変速機を配備した電動自転車）に対応する技術的特徴は開示されておらず、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を明らかに超えることとなる。

例2. 請求項の名称及び内容の変更

補正前の明細書、権利請求の範囲と図面

〔実用新案の名称〕

監視装置

〔権利請求の範囲〕

監視回路、赤外線送信機、赤外線受信機、アラームを含む監視装置であって、前記監視回路は前記赤外線送信機と赤外線受信機にそれぞれ連結され、前記アラームはまた前記監視回路に連結し、赤外線送信機が送信

した赤外線が物体に接触した後赤外線受信機に受信されると、前記監視回路を起動すると共に前記アラームに警告音を発信させることを特徴とする。

〔明細書〕

「監視装置」に必要な部品とその連結関係を開示。

〔図面〕

「監視装置」に必要な部品とその連結関係を開示。

補正後の明細書、権利請求の範囲と図面

〔実用新案の名称〕

監視装置の包装構造

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

紙箱に收容される衝撃緩和ユニットと收容ケースを含む監視装置の包装構造であつて、前記收容ケースは包装しようとする監視装置に対応する外形を有した上部紙製ケースと下部紙製ケースで、前記衝撃緩和ユニットは前記收容ケースと前記紙箱内壁の間に設けられていることを特徴とする。

〔明細書〕

記載内容を「監視装置の包装構造」に変更し、その必要な部品及び必要な部品間の連結関係を開示。

〔図面〕

記載内容を「監視装置の包装構造」に変更し、その必要な部品及び必要な部品間の連結関係を開示。

〔結論〕

出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面で開示された内容を明らかに超える。

〔説明〕

この例は、本来の請求項 1 の対象名称を「監視装置」から「監視装置の包装構造」に変更し、且つ補正後の請求項に記載した技術的特徴（監視装置の包装構造の特徴）は出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面には対応する開示内容がないため、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を明らかに超えると認定する。

5. 職権による補正

出願を補正するか否かは、原則的に出願人の判断に属すが、明細書、権利請求の範囲、要約及び図面の微細な瑕疵については、出願人の同意を待たず職権

により補正を行い迅速に審査することができる。しかし、この種類の職権による直接補正は、出願の実質的内容に変動を引き起こすものであってはならない。例えば、

- ・明細書、権利請求の範囲及び要約の部分：明らかな文字のミス、符号表示の間違いなど。
 - ・図面：図面番号のミス、図面上の不必要な文字説明の削除など。
 - ・代表図の指定：規定により指定していない又は指定した代表図が不適當。
- 職権による補正は、処分書上に注記して出願人に知らせなければならない。

6. 明細書、権利請求の範囲又は図面の訂正

専利出願に係る実用新案は、一旦公告されると公衆の利益と関わることになる。訂正が許可された明細書、権利請求の範囲又は図面は専利公報にて公告された後、出願日に遡及して発効するため、専利権者の任意による明細書、権利請求の範囲又は図面の訂正が許可され、これによりその享受すべき専利の保護範囲が拡大、変更された場合、必然的に公衆の利益に影響することとなり、専利制度の公平・公正の主旨に反することとなる。明細書、権利請求の範囲又は図面の訂正は、請求項の削除、権利請求の範囲の減縮、誤記又は誤訳の訂正、不明瞭な記載の説明等の事項のみ許される。

実用新案の訂正は、誤訳の訂正のほか、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面で開示された範囲を超えてはならず、且つ公告時の権利請求の範囲を実質的に拡大又は変更するものであってはならない。ただし実用新案は方式審査のみで専利権が査定されるものであることから、実用新案の訂正は原則的に方式審査を行えばよい。

実用新案の無効審判の審理期間において、同時に訂正案件がある場合、双方は既に実用新案権の実体争議に係るため、且つ訂正は多くの場合無効審判請求人と専利権者の攻撃防御の行使の一つになることから、無効審判請求案件と併せて実体審査をする合併審理としなければならない。このため、専利権者が訂正請求した後、先ず実用新案が無効審判に係属しているかを確認し、無効審判に係属する場合、無効審判請求案件と併せて実体審査する合併審理しなければならない。この時、実用新案の訂正請求の審査方法は特許の訂正案件と同一である。専利権者から多数提出された訂正請求案件が、無効審判と併せて実体審査をする合併審理となり、処分前に無効審判と係属する場合も同じとする。

無効審判に係属しない場合は、訂正請求について方式審査を進める。訂正請求について方式審査を行う時、訂正後の内容に(1)物品の形状、構造又は組合せではない、(2)公序良俗に反する、(3)開示方法が規定に合わない、(4)単一性を有しない、(5)必要事項を開示していない又はその開示が明らかに不明確である、

又は(6)公告時の権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を明らかに超えているといった状況がある場合、専利権者に期限内に応答又は訂正するよう通知しなければならない。専利権者が期限内に応答又は訂正しなかった、又は先に通知した訂正不可事由を克服できなかった場合、訂正不可の処分としなければならない。例えば、公告時の専利出願に係る実用新案は蓋のない湯のみで、訂正請求された実用新案が蓋のある湯のみである場合、公告時の権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を明らかに超えると判断する。訂正後の明細書、権利請求の範囲又は図面が「出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えてはならない」、「外国語版で提出した場合、その誤訳の訂正は、出願時の外国語版に開示された範囲を超えてはならない」、且つ「公告時の権利請求の範囲を実質的に拡大又は変更してはならない」等の実体要件に符合するか否かについては、方式審査の要件判断の範囲には属さない。このため、訂正後の明細書、権利請求の範囲又は図面が、これらの実体要件に違反すると認められる場合、無効審判の請求事由とすることができ、無効審判手続きにより処理することとする。

無効審判案件は行政救済期間において、原処分の審決結果により無効審決となった請求項に専利権の取消の拘束力があるため、専利権者が提出した訂正は、原処分において維持審決とされた請求項に対してのみこれを行うことができる。訂正は権利請求の範囲全体に対するものであることから、訂正内容が原処分において無効審決となった請求項に係る場合、その訂正請求は不受理としなければならない。

7. 誤訳の訂正

出願人は出願に方式審査の段階において、又は専利の公告後に、法により誤訳の訂正を申請することができる。誤訳の訂正が出願時の外国語版に開示された範囲を超えるか否かについては、方式審査の範疇に属しない。しかし、申請された誤訳の訂正が「出願時の外国語版に開示された範囲を超えてはならない」に違反する事情がある場合は、これを無効審判請求事由とすることができる。実用新案の公告後、無効審判案件に係属する場合、提出された誤訳の訂正は無効審判案件と併せて実体審査を行う合併審理としなければならない。この時、誤訳の訂正の審査方法は特許における誤訳の訂正の審査方法と同一である。